ならない。ての新旧比較対照表及び変更後の学則を添えてしなければの図面を、学則の変更については、その変更の条項についに規定する書類の外、位置の変更については、校地校舎

分校の設置

に準じて申請又は届け出なければならない。 第七条に規定する書類及び図面の外、第三条第一項の規定る者、又は分校設置の届出をしようとする者は、施行規則第五条 学校又は各種学校の分校設置の認可を受けようとす 第

(二部授業)

| 九条に規定する書類の外、次の書類を添えてしなければな||第六条||二部授業を行うことについての届出には施行規則第||第

ー~四 (略)らない。

(学級編制等)

行規則第十条第一項 に規定する書類(別記第一号様式) 第七条 学級の編制について認可を受けようとする者は、施 第

2 学級の編制の変更について認可を受けようとする者は、の外、教室配置図を添えなければならない。

の 外、

教室配置図を添えなければならない。

い。外、変更前及び変更後の教室配置図を添えなければならな外、変更前及び変更後の教室配置図を添えなければならな施行規則第十条第二項 (規定する書類(第二号様式)の

(設置者の変更)

申請又は届出は、施行規則第十四条「に規定するものの外、第九条)学校又は各種学校の設置者の変更についての認可の

ならない。ての新旧比較対照表及び変更後の学則を添えてしなければの図面を、学則の変更については、その変更の条項につい二に規定する書類の外、位置の変更については、校地校舎

(分校の設置)

に準じて申請又は届け出なければならない。 第六条に規定する書類及び図面の外、第三条第一項の規定る者、又は分校設置の届出をしようとする者は、施行規則第五条 学校又は各種学校の分校設置の認可を受けようとす

(二部授業)

- らよヽ。 - 七条に規定する書類の外、次の書類を添えてしなければな| 第六条 - 二部授業を行うことについての届出には施行規則第

-->四 (略)

(学級編制等)

外、変更前及び変更後の教室配置図を添えなければならない。 施行規則第七条の二第二項に規定する書類(第二号様式)の2 学級の編制の変更について認可を受けようとする者は、

(設置者の変更)

申請又は届出は、施行規則第七条の六に規定するものの外、第九条 学校又は各種学校の設置者の変更についての認可の

を添えてしなければならない。 法人、学校法人以外の法人及び私人である場合に限る。) ときは除く。) 及び校地校舎の図面 (現在の設置者が学校事由が、市町 の廃置分合又は境界変更によるものである第三条第一項第二号に規定する書類 (申請又は届出に係る申請又は届出に係る変更についての協議書又は契約書の写、

(廃 止)

しなければならない。 か、申請又は届出に係る施設及び職員の処置方法を添えて外、申請又は届出に係る施設及び職員の処置方法を添えてい。) 若しくは分校の廃止又は高等学校の課程等の廃止に第十条 施行規則第十五条 に規定する学校 (各種学校を含)気

(学齢簿)

けることができる。お、市町「の事情によつては、更にこれを通学区域別に分更に生年月日の順序によつてつづらなければならない。な第十二条「施行令第一条の規定に基く学齢簿は、男女別とし、

法人、学校法人以外の法人及び私人である場合に限る。)ときは除く。)及び校地校舎の図面 (現在の設置者が学校事由が、市町村の廃置分合又は境界変更によるものである第三条第一項第二号に規定する書類 (申請又は届出に係る東請又は届出に係る変更についての協議書又は契約書の写、申請又は届出に係る変更についての協議書又は契約書の写、

(廃止)

を添えてしなければならない。

しなければならない。外、申請又は届出に係る施設及び職員の処置方法を添えて外、申請又は届出に係る施設及び職員の処置方法を添えてい。) 若しくは分校の廃止又は高等学校の課程等の廃止に第十条 施行規則第七条の七に規定する学校(各種学校を含

学齢簿)

けることができる。お、市町村の事情によつては、更にこれを通学区域別に分更に生年月日の順序によつてつづらなければならない。な第十二条 施行令第一条の規定に基く学齢簿は、男女別とし、

2 (略)	る普通教育を施すことを目的とする。基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われ二十二年法律第二十六号)に基づき、小学校における教育の基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和第一条 石川県立中学校(以下「中学校」という。)は、教育(目的)	改正案
2 (略) の他必要な職員を置く。 の他必要な職員を置く。 の他必要な職員を置く。 、教諭、養護教諭、助教諭、事務職員、技術職員そ第十一条 中学校には、校長 、教頭 (職員組織)	を施すことを目的とする。 基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育二十二年法律第二十六号)に基づき、小学校における教育の基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和第一条 石川県立中学校(以下「中学校」という。)は、教育(目的)	現

石川県立高等学校規則 新旧対照表

2 (略)	る。 (目的) (目的)	改正案
2(略)	る。	現

石川県立特別支援学校規則 新旧対照表

 第 へ	 第 ヘ			
を、ほう賞す (ほう賞)	定を準用する。 学、留学及び休学については、石川県立高等学校規則の規第十条 幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の入学、退学、転(入学、退学、転学、留学及び休学)	職指八職 (員導条員 略、教	でと 七卒	
ほう賞することができる。条 校長は、他の範と認められる幼児、賞)	、休学について又は高等部の転学、留学及	う寄宿舎指導員その他必要な職員を置く。寄宿舎指導員その他必要な職員を置く。(諭、教諭、養護教諭、助教諭、学校栄特別支援学校には、校長、副校長、教碩織)	は、修了証書 ()	改
る。こ認められる	については、石川県高等部の幼児又は生活 留学及び休学)	必要な職員な 校長、副校長	E(第二号様 ・	正
	用する。 学及び休学については、石川県立高等学校規則の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の入学、退学、退学、転学、留学及び休学)	職員を置く。	(略) ・	案
児童 又は 生徒		事 諭 務 `		
第十一条で、ほう	定を準用する。 第十条 高等部 (入学、退学、計	2 職員、寄宿(職員組織)	4 (略) 第七条 (略) 第七条 (略) 2 (略) (卒業及び修了)	
	用する。	寄() (特別支援) () () () () () () () () () () () () ()	卒業及び修了) や (略) (略) (略) (略) (略)	
ほう賞することができる。条 校長は、他の範と認賞)	学についる学、留学の	寄宿舎指導員その他必要な一、教諭、養護教諭、助特別支援学校には、校長織)	、 修 で 事 取 は で の の の の の の の の の の の の の	現
と認められ	2ついては、石岩の生徒又は19年部の生徒又は19年の	心要な職 校長 	青 (第二号 幼 号 類	
賞することができる。校長は、他の範と認められる児童、生徒又は幼児	定を準用する。 学、留学及び休学については、石川県立高等学校規則の規十条 高等部又は幼稚部の生徒又は幼児の入学、退学、転入学、退学、転学、留学及び休学)	寄宿舎指導員その他必要な職員を置く。――、教諭、養護教諭、助教諭、学校栄養職員、特別支援学校には、校長―――、教頭―――――――――――――――――――――――――――――――――	には、修了証書(第二号様式)を授与することが高等部の専攻科又は幼稚部の全課程を修了した)	行
生 徒 又 は	7学、退別学	養 職 員 、	 写を る で で	
幼	の ` 担 転	事 務	としがた	

石川県技能教育施設の指定等に関する規則 新旧対照表

の 承 諾	の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称をという。) をとろうとする学校がある場合は、	置(以下「連における学習	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七 (略)	第二条 (略)	(技能教育施設の指定の申請)	改正案
類した書類、学校長の承諾書及び教	該学校の名称及措置」という。	携 高等学校の教科の一部の履修とみなす措置(以下「連携を 条の二第一項の規定による技能教育施設における学習を	教介略	第二条 (略)	(技能教育施設の指定の申請)	